

定款施行細則付属 正会員昇格及び名誉資格昇格の手續規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本音響家協会の正会員及び名誉会長並びに名誉会員への昇格に関する手續について必要な事項を規定する。

第1章 正会員への昇格

(管掌)

第2条 准会員の正会員昇格に関する事項は、昇格担当(執行)理事(以下、担当理事という)が管掌する。

2 担当理事は2名とし、一名を主任とし他を次席とする。

3 主任担当理事が任期中に欠けたとき又は止むを得ない事由によりその職務を次席に委任したときは次席がその職務を代行する。

(担当理事の職務)

第3条 担当理事は、准会員の正会員昇格に関する一切の業務を行うものとする。

2 担当理事は、次の書類を作成して正会員昇格審査(以下、昇格審査という)を理事会に発議する。

- (1) 正会員昇格審査に関する発議書
- (2) 正会員昇格審査対象者名簿

(正会員昇格の手續き)

第4条 准会員が正会員に昇格するためには、定款施行細則第17条第1項のレポート又は第2項の代替レポート(以下、昇格レポート等という)を提出し又は本協会の技能認定資格の何れかを取得して理事会の昇格審査を受けなければならない。

2 昇格審査は、3月期又は9月期の定時理事会に於いて行うものとする。

3 昇格レポート等の提出及び受付方法は、次の通りとする。

- (1) 昇格レポート等は書面とし、本人が郵送で提出するものとする。
- (2) 昇格レポート等の提出先は、所属する支部の連絡事務所(事務局)とする。

(3) 支部連絡事務所が当該レポート等を接受したときは、当該事務所の責任者が速やかに受理した旨を提出者に通知するとともにその旨を担当理事に報告して当該レポート等を担当理事に転送する。この場合において担当理事は、電磁的記録による転送を求めることができる。なお、電磁的記録で担当理事に転送した場合は第6項の規定にかかわらず支部連絡事務所の責任者が原本を直接本部事務所へ転送するものとする。

(4) 担当理事が当該レポート等を受理したときは、提出者にその旨を通知する。

4 理事会に付議する正会員昇格審査対象者名簿は、対象者の氏名、昇格の事由、所属支部名を記載し、レポート等の写しを添えるものとする。

5 理事会は、昇格審査の対象者に特段の不都合がない限り、正会員への昇格を承認する。

6 昇格レポートの原本の保管は本部事務所とし、担当理事が必要な措置を講じた後は速やかに本部事務所に納入するものとする。

(正会員昇格の通知)

第5条 会長は、理事会が正会員への昇格を承認した准会員に対し、正会員に昇格した旨の通知書を送付して通知する。

第2章 名誉資格への昇格

(名誉資格昇格の手續)

第6条 本協会の会長又は役員を永年に亘って務め功績のあった者を、名誉会長又は名誉会員に昇格させるときは、理事会が予め本人の意向を確認した上で昇格の推薦を決議して社員総会に諮り、社員総会の承認を得るものとする。

(名誉資格昇格の通知)

第7条 社員総会が当該会員を名誉会長又は名誉会員として承認したときは、本人に名誉会長又は名誉会員の資格と称号を授与した旨の通知書を送付して通知する。

附則

- 1 この規則は、2010年11月1日から施行する。

附則

- 1 この規則は、2014年3月25日、理事会の決議により改定し、同日施行する。
- 2 本規則の改定に伴い、「正会員昇格審査及び正会員昇格レポートの取扱い規準」を廃止する。